

御坊労基署情報



野生水仙群生地（由良町）編集者撮影

（目次）

1. 平成29年労働災害発生状況
2. 36（さぶろく）協定
3. 労働契約法（無期転換ルール）
4. 労働契約法（無期転換ルール）
5. 最低賃金
6. 今季の安全標語
7. 行事予定

（御坊労働基準監督署の組織について）

当署は、監督課・安全衛生課・労災課の3課体制です。監督課は、労働条件の適正化や安全衛生管理等についての監督指導及び労務相談などを行っています。安全衛生課は、災害防止や健康確保の指導と相談などを行っています。労災課は、労災保険の給付のための調査や相談などを行っています。なお、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。（閉庁日：土、日曜日、祝祭日及び年末年始） お気軽にご相談ください。

平成29年 労働災害発生状況(速報)

和歌山全体の平成29年の休業4日以上労働災害は、平成30年1月末の速報値で、1078件、前年同時期に比べ55件増加（約5.4%増）となっています。

和歌山全体の労働災害が増加するなか、平成29年の御坊労働基準監督署管内の休業4日以上の労働災害発生件数は1月末現在で、152件（うち死亡災害2件）となり、前年同時期に比べ22件（約12.6%）減少しています。

和歌山には、和歌山、御坊、橋本、田辺、新宮に5つの労働基準監督署がおかれています。御坊労働基準監督署管内のみ、平成29年（速報値ですが）の労働災害が減少しています。日高・有田の地域の皆様の労働災害防止に対する積極的な取組の成果と感謝申し上げます。

労働災害多発傾向のある業種に対して、災害防止キャンペーンや個別指導を実施し、また、みなさまの積極的な取組が功を奏し、建設業においては、死亡0、休業災害22件と、速報値では過去最少となりました。増加傾向にあった、農業は16件（前年同時期比約36%減）、林業5件（50%減）と大幅に減少しました。

一方、製造業では、死傷46（うち死亡1）件（前年同時期比約18%増）、社会福祉施設では休業18件（300%増）、商業では12件（300%増）と大きく増加しています。

（確定値は平成30年4月中旬頃に公表予定）

平成29年は、第12次労働災害防止計画の最終年でした。和歌山全体としては、残念ながら、目標を達成することができませんでした。御坊労働基準監督署管内においては、目標値を大きく下回って（1月末速報値）います。

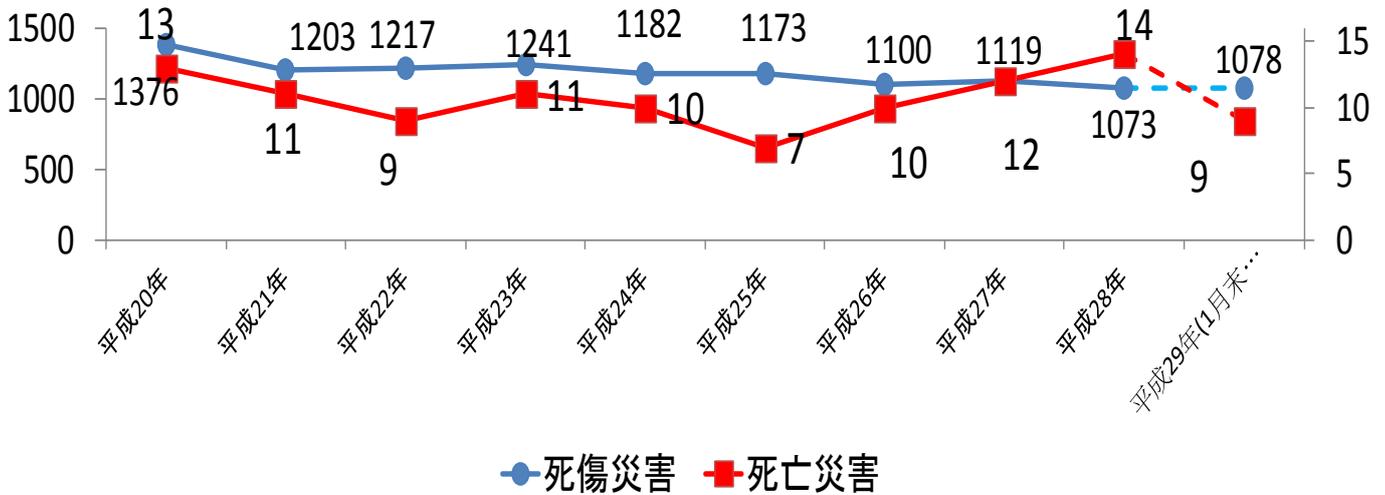
しかしながら、死亡災害ゼロを達成できていません。就労人口からみると、全国平均より重大災害が発生しやすいといわざるをえない状況です。

御坊労働基準監督署では、平成30年度はこの状況を踏まえ、災害防止の取組を展開していきます。引き続き、労働災害撲滅にむけ、積極的な取組をお願いいたします。

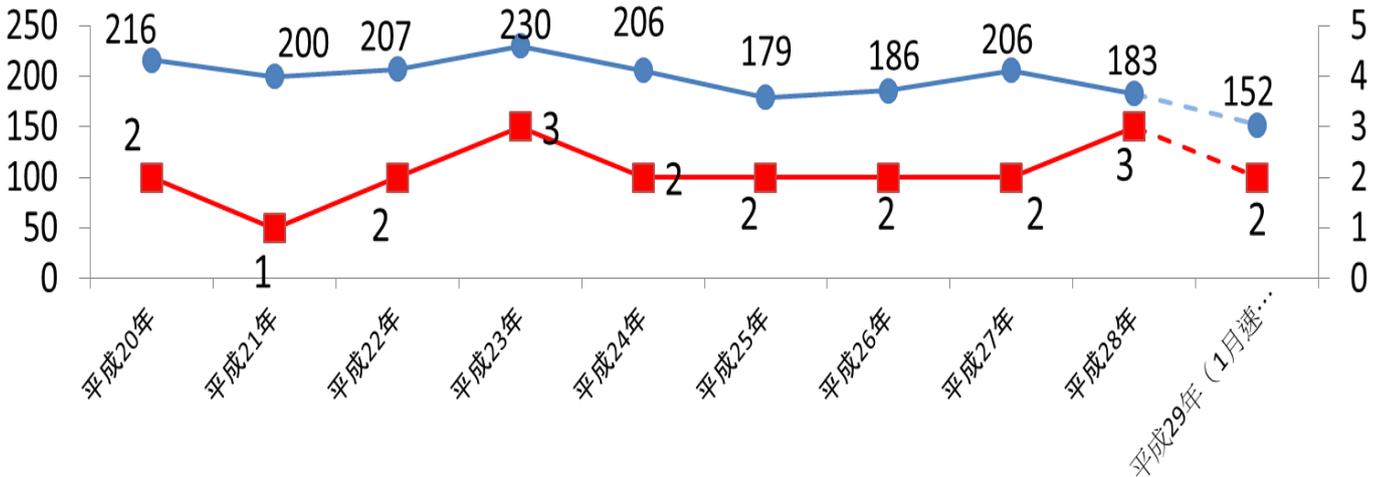
平成29年 労働災害発生状況

		和歌山局			御坊署		
		平成30年1月末			平成30年1月末		
		死	休・死	前年同時期との比較	死	休・死	前年同時期との比較
全産業合計		9	1,078	+55	2	152	-22
主な業種	製造業	2	265	+33	1	46	+7
	建設業	3	127	-28	0	22	-13
	運輸交通業	2	126	+4	1	13	+4
	農業	0	54	+4	0	21	-14
	林業	0	49	-6	0	5	-5
	商業	0	102	+1	0	12	+8
	社会福祉施設	0	111	+32	0	18	+12
	接客娯楽業	1	69	+4	0	4	-8

和歌山局



御坊労働基準監督署管内



36（サブロク）協定

時間外労働・休日労働を行わせる場合には、労働者の人数に関係なく「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届」を労働基準監督署に届け出ることが必要です。

「時間外労働・休日労働に関する協定」締結の際は、その都度、当該事業場に

- ① 労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合
- ② 過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と書面による協定をしなければなりません。

CHECK !

要件を満たしていない36協定は無効となります。また、協定の期限切れにご注意ください。

- ① 「過半数組合」の過半数は 正社員だけでなく、パートやアルバイト等と含めた事業場のすべての労働者数の過半数で組織する労働組合でなければなりません。
- ② 労働者の過半数を代表する者について、以下の要件が必要です。
 - ・ 正社員だけでなく、パートやアルバイト等と含めた事業場のすべての労働者の過半数を代表していること
 - ・ その選出について、すべての労働者が参加した民主的な手続がとられていること（使用者が指名することはできません）
 - ・ 管理監督者でないこと

労働契約法（再掲）

無期転換の準備進めていますか？（4月から申込権が発生します）

平成25年4月1日に施行された「改正労働契約法」により、無期転換ルールへの対応が必要となっています。

無期転換ルールとは、労働契約法により「有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。準社員、パート、契約社員、アルバイト、メイト社員・・・その名称にかかわらずすべて「無期転換ルール」の対象となります。

無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付ける相談ダイヤルが設置されました。

- ・ いつの労働契約から通算5年をカウントするの??
- ・ 通算5年を超えたら自動的に無期転換されるの??
- ・ 申込みは口頭で大丈夫??

無期転換ルール緊急相談ダイヤル **0570-069276**

無期転換ルール特別相談窓口 **073-488-1170**

最低賃金

「最低賃金、確認した？」

	時間額	効力発生日
和歌山県最低賃金	777円	平成29年10月1日
和歌山県 鉄鋼業最低賃金	895円	平成29年12月30日
和歌山県 百貨店、総合スーパー最低賃金	810円	平成29年12月30日

●時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額

●日給の場合

日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

●月給の場合

月給 \div 1か月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

☆最低賃金について、相談や情報が労働基準監督署に寄せられています。いまいちど、ご確認ください。

今季の安全標語

☆ 「まあ、これくらい」 その気持ちが 事故まねく

☆ 過信する 腕や態度が 事故を呼ぶ (昭和43年 陸災防標語)

3～4月の行事

12月1日～4月30日／安全衛生教育促進運動

3月1日～7日／春の全国火災予防運動、車両火災予防運動、建築物防災週間

3月1日～8日／女性の健康週間

3月1日～31日／建設業年度末労働災害防止強調月間

4月7日／世界保健デー

4月15日～5月14日／みどりの月間

編集後記

エルニーニョの影響か、この冬は例年以上に寒く、編集者は雪道もいとわず、山の中の温泉を巡りました。

平昌五輪をテレビで観戦し、ぼんかん・デコポンを片手に一喜一憂。

「みかん」といっても、すごたくさんの品種があり、感動です。最近、八朔、はるみ、はるか、せとか・・・和歌山県民になれて幸せです。

趣味でみかんの家系図？を作ったりして楽しんでいます。地元の方よりみかんに詳しくなってきたかも？

寒い寒いと言いながら、春の訪れの気配も少し感じられるようになっていきます。

御坊労働基準監督署

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132

☎0738-22-3571 FAX 0738-22-3707